

国内・国外動向

1. 出会い系サイト規制法の成立

(1) 概要

日本経済新聞 2003年6月6日(金)夕刊18面

「出会い系」規制法成立 援助交際勧誘に罰金

「出会い系サイト」を利用した児童売買春の防止を目的とするインターネット児童誘引禁止法が六日午前の参院本会議で与党三党の賛成多数で可決、成立した。サイト上で十八歳未満の子供に性行為や「援助交際」と呼ばれる金銭授受を伴う交際を勧誘した場合、百万円以下の罰金を科すなどの内容。九月までに施行する。

出会い系サイトをめぐる事件が多発し社会問題化する中で、法的な規制を求める声が強まっていた。

法律の正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」。出会い系サイトについて、見知らぬ異性との交際を希望する情報を多くの人が見られる状態にして掲示して電子メールなどで連絡が取り合えるようにするサービス、と定義した。

出会い系サイトを使って十八歳未満の子供を相手にした性交渉や金銭の授受をともなう交際を誘う書き込みをすることを「不正勧誘行為」として禁止。違反者には一律「百万円以下の罰金」を科す。

援助交際を誘う側も罰則の対象となるが、十八歳未満は少年法上、保護処分などに付されることになり、刑事処分である罰則の対象にはならない。

サイトを運営する業者には利用者が十八歳未満でないことを確認するよう義務付けた。怠った場合は都道府県公安委員会が是正命令を出し、これに対する違反には「六カ月以下の懲役または百万円以下の罰金」を科す。

一九九九年に施行された児童買春禁止法は十八歳未満を被害者と位置づけ処罰の対象としていないことから、国会審議では野党側が「整合性がない」と反対。警察庁は「児童買春事件の九割以上が子供からの誘いがきっかけ」と反論した。

一方「出会い系サイトの定義があいまいで、通信の秘密を侵す恐れがある」との指摘もあり、警察庁は「紹介事業」の定義や制度の運用基準についてより詳しい指針をつくることにしている。

(2) パブリックコメント

警察庁が下記 URL にて、「インターネット異性紹介事業」の定義についてパブリックコメントを募集中である。

<http://www.npa.go.jp/comment/index.htm>

2 . Google の SafeSearch の性能評価

(1) Google の SafeSearch の概要

Google の英語版 (<http://www.google.com/>) のオプション機能として提供されているフィルタリング機能であり、Preferences ページ (<http://www.google.com/preferences?hl=en>) で設定することができる。

SafeSearch 機能の概要は以下の通り。

- ・ポルノまたは明白に性的なコンテンツを含む Web サイトとページを、Google の検索結果から遮断する。
- ・以下の 3 レベルの設定ができる。
 - Strict filtering・・・通常の検索結果と画像検索結果の両者をフィルタリングする。
 - Moderate filtering・・・画像検索結果のみをフィルタリングする。
 - Do not filter my search results・・・通常の設定。フィルタリング OFF。
- ・テキスト内のキーワードとフレーズ、URL の文字列、Google ディレクトリのカテゴリをチェックするフィルタリング技術を利用。
- ・継続的な Web クローリングによって可能な限り最新かつ包括的なフィルタリング情報を 保持しようとしている。
- ・遮断する Web サイトのリストは人手を介することなく自動的に作成されている。



(2) 評価実験の概要

(a) ブロック率の評価

Google (英語版) の通常検索で「porn」で検索し、アダルトサイト 100 サイトを検索結果上位のものから順に目視で選出した。

本評価実験に限り、Google の基準 ("sites that contain pornography and explicit sexual content") に従い、アダルトサイトを下記のいずれかに該当する Web サイトとした。

- ・ポルノ画像または明白に性的なコンテンツを含むサイト

次に、Google (英語版) の SafeSearch 機能で「strict filtering」(最も厳しいフィルタリング設定) に設定し、「porn」で検索をかけ、上記のアダルトサイトが検索結果上でブロックされるか否かを集計し、ブロックしたサイトの割合をブロック率として算出した。

(b) 誤認率の評価

Google (英語版) の通常検索で「sex」で検索し、無害サイト 100 サイトを検索結果上位のものから順に目視で選出した。

ここで言う無害サイトとは、上記のアダルトサイトに該当しないサイトであるが、選出に当たっては、境界事例は捨て、明らかに無害とみなせるサイトのみを選出した。

次に、Google (英語版) の SafeSearch 機能で「strict filtering」(最も厳しいフィルタリング設定) に設定し、「sex」で検索をかけ、上記の無害サイトが検索結果上でブロックされるか否かを集計し、ブロックされたサイトの割合を誤認率として算出した。

(3) 評価実験の結果

(a) ブロック率

評価年月日：2003 年 5 月 24 日

評価サイト数：100 サイト

ブロック件数：100

スルー件数：0

ブロック率：100%

備考：「strict filtering 設定」で「porn」で検索した際に予め選出した 100 件のアダルトサイトは全てブロックされたが、その他のアダルトサイト 2 件が検索結果上位 100 件の中に表示された。

(b)誤認率

評価年月日：2003年5月25日

評価サイト数：100サイト

ブロック件数：67

スルー件数：33

誤認率：67%

備考：ハーバード大学ロースクールの Edelman (2003年4月に Google の性能評価結果を発表した人)によれば、Google スタッフのコメントでは、Google がある Web ページのキャッシュを保持できない、または保持に失敗した場合、SafeSearch は検索結果に当該 Web ページを表示しないことになっているという。Web ページのキャッシュを保持できない ("caching failure") ことの原因は以下が挙げられるという。

robots.txt による原因

ある Web サイトが robots.txt を設定している場合、当該サイトは通常の Google の検索結果には残り続けるかもしれないが、Google は当該サイトをキャッシュすることができず、結果として当該サイトのページは SafeSearch の検索結果には表示されない。ここで、ある Web サイトがそのような robots.txt を用いていたとしたら、なぜそのサイトが Google の通常検索結果に表示されるのかが不明瞭であるが、Google のスタッフによれば、robots.txt ファイルをもつサイトも、他のサイトからのリンクにおける参照と記述によって、また、Google Directory / Mozilla Open Directory における参照と記述によって、Google の通常検索結果に残り続けることがあるという。

その他の原因

Google スタッフによれば、以下の場合にも、Google はあるページのキャッシュを拒否したり、あるページをキャッシュできなかったりするかもしれないという。

- ・低いページランクによって、当該ページをクロールできなかったとき
- ・当該ページの Web サーバがアクセス不能のとき
- ・当該ページのメタタグで "noindex" の指示がなされているとき
- ・当該ページが 0 バイトであるとき
- ・当該ページが訪問者を他のページやサイトにリダイレクトするとき

Edelman は、SafeSearch 機能がある Web ページをブロックするか否かを決定するためには、当該ページのコンテンツを分析しておく必要があるため、SafeSearch の検索結果に表示されるためには当該ページのキャッシュが必要とされるのだと考えている。

Edelman が上記の "caching failure" に起因する SafeSearch 検索結果からの削除の割合について評価したところ、Edelman が挙げた「誤認サイト」リストのうち、26.7%の URL が Google のキャッシュに含まれていなかった。(すなわち、「caching failure」に起因する誤認の割合は、誤認全体の 26.7%程度と考えられる。)

3 . ブラウザ iCab のフィルタリング機能の調査

(1) 概要

iCab とは、ドイツ製 Macintosh 向けのブラウザである。

この iCab には、SFS と同様な、以下のフィルタリング機能がある。

URL フィルタ (中のホワイトリスト) 機能

キーワードフィルタ機能

さらに iCab には、セキュリティのための JavaScript フィルタ機能や、利便性向上のためのバナー広告のフィルタ機能がある。

これらのフィルタ機能については、「フィルタセット」という第三者機関が作成したフィルタセット (フィルタリング上のルール) をダウンロードして、使うことができる。



4 . 米国の kids.us ドメインと禁止カテゴリ

(1) kid.us ドメインの概要

2002 年 12 月 4 日に成立した Dot Kids 法(Dot Kids Implementation and Efficiency Act of 2002) によって、米国のトップレベルドメイン「.us」内に、13 歳未満の児童が安心して利用できるサイト専用のセカンドレベルドメイン「.kids.us」を設けることが認可された。

米国電気通信情報庁(NTIA) が kids.us ドメインの創設を監督する責任を有するが、さらに Dot Kids 法では、NTIA が NeuStar 社(米国の ccTLD である.us ドメインの登録代行業を行っている) に対して、kids.us ドメインの開設、運営、維持を要求することとされている。

この kids.us ドメインは 2003 年 9 月 4 日から一般の米国市民や企業、政府機関が登録することができる。登録商標を持つユーザはそれに先立ち、6 月 17 日～8 月 15 日のプレ登録期間に登録を行うことができる。

kid.us ドメインは、そこに下品な言葉(foul language) やポルノ、暴力、その他 13 歳未満の児童にとって不適切なコンテンツ、また、チャットルームやインスタントメッセージ、同ドメイン外のサイトへのリンクが含まれないようにスクリーニングされる。NeuStar 社は Cyveillance 社(企業向けオンラインモニタリングサービスを提供している) と協力して自動ソフトウェアと人間によるモニターによって kid.us ドメインのそのようなスクリーニングを行う予定である。

NeuStar 社は 13 歳未満の児童にとって不適切なコンテンツの種類を決定するために、パブリック・アウトリーチ・キャンペーンを通じて様々なソースからの意見・情報を収集した。この結果、不適切なコンテンツについて下記の 12 のカテゴリが決定された。これらのカテゴリに含まれる情報やコンテンツは kids.us ドメイン内に掲載してはならない。これは、kids.us のコンテンツ・ポリシー(kids.us Content Policies: http://www.kids.us/content_policy/content.html) で規定されていることである。

(2) kid.us ドメインにおける禁止コンテンツ

Mature content (成人向けコンテンツ)

実際またはシミュレーションのノーマルまたは倒錯した性行為または性的接触；医学的または科学的性質を持たない性的に明白な情報。以下を含む。

- ・セックスのテクニックやエクササイズの議論や記述
- ・性的なグッズ
- ・セックスや性に関する明白な議論
- ・みだらな衣服の販売

Pornography (ポルノ)

性的に明白なコンテンツや、性的または好色な興味を喚起する目的を持ったコンテンツ。以下

を含む。

- ・性器や、思春期以降の女性の胸のみだらな露出
- ・ポルノ的なフィクションまたはエロチカ
- ・セックス関連の電話やビデオの情報
- ・アダルトサービス（例えば、エスコートサービス、エキゾチックダンサー）
- ・パーソナルズ（個人広告）、出会いサービス
- ・フィティッシュな情報や衣服
- ・性玩具

Inappropriate language（不適切な言葉）

冒瀆的な言葉、下品な言葉、ポルノ的な言葉、または性関連の言葉を含むドメインネームまたはコンテンツ。1978年の米連邦最高裁判決で米国のラジオ・テレビでの仕様を禁止された7つの単語（shit, piss, fuck, cunt, cocksucker, motherfucker, tits）を含む。

Violence（暴力）

人間や動物、所有物に対して物理的な危害を与えることを推奨したり、そのインストラクションを与えるようなコンテンツ。以下を含む。

- ・人間や動物を傷つけたり殺したりすることの情報やインストラクション
- ・爆発物や爆弾：製造法、原材料の入手法、輸送法、起爆法
- ・医学的または科学的目的のない、血や血糊の画像
- ・破壊を伴ういたずら、冗談、悪ふざけ
- ・危険な化学、物理学、エンジニアリング

Hate speech（憎悪の言葉）

人種、宗教、性、国籍、民族、その他の選択の余地のない性質に基づく、個人やグループへの敵意や攻撃を伴うコンテンツ。または、これらの性質に基づき、他人を中傷したり、不平等を正当化したりするコンテンツ。以下を含む。

- ・人種主義
- ・反ユダヤ主義など、宗教に基づく憎悪の言葉
- ・女性蔑視
- ・人種分離主義
- ・年齢による差別

Drugs（ドラッグ）

ドラッグの違法使用や、処方箋を必要とする薬の濫用を推奨するコンテンツ。以下を含む。

- ・違法薬物の直接的または間接的販売

- ・麻薬の道具
- ・違法薬物の製造
- ・処方箋を必要とする薬の濫用
- ・違法薬物の直接的または間接的頒布
- ・違法薬物の使用

Alcohol (アルコール)

アルコールの摂取を推奨したり意図したりするコンテンツ

- ・アルコールの販売
- ・アルコールの製造法、摂取の推奨、摂取についてのガイダンス
- ・アルコールの製造または摂取のための道具
- ・飲酒ゲーム、その他の娯楽的な展示

Tobacco (タバコ)

タバコの使用を大きく扱ったコンテンツ

- ・小売またはその他の入手方法
- ・タバコ製品または道具
- ・タバコ製品の使用方法
- ・タバコ使用の美化

Gambling (ギャンブル)

合法または違法なギャンブルを推奨するコンテンツ。以下を含む

- ・オンラインカジノ、宝くじ、オンライン賭博サイト
- ・大穴情報
- ・ギャンブルを利用した資金調達

Weapons (武器)

武器を販売したり、武器の利用を推奨したりするコンテンツ。以下を含む。

- ・小火器や弾薬、アクセサリ、スポーツナイフ、格闘技の武器の直接販売や、それらの調達に関する情報
- ・小火器や弾薬、アクセサリ、スポーツナイフ、格闘技の武器の使用や改造に関する情報

Criminal activity (犯罪活動)

犯罪活動を推奨したり、犯罪活動の情報やインストラクションを提供したりするコンテンツ。以下を含む。

- ・窃盗

- ・身体的危害
- ・所有物への損害
- ・コンピュータ関連犯罪

上記のカテゴリに関わらず、全てのコンテンツは kids.us ドメインへの掲載に先立って Content Manager(NeuStar および NTIA によって承認される、kids.us ドメインの監視機関) によってレビューされる。上記カテゴリに含まれるようなコンテンツが Content Manager および/または NeuStar によって、児童にとって教育的、情動的、知的、文学的、芸術的、政治的、または科学的価値があると判断された場合は、例外措置により当該コンテンツは kids.us ドメインに掲載されうる。

上記の 11 カテゴリに加えて、kids.us ドメインでは以下の技術の利用が禁止されている。(12 カテゴリ目)

技術の制限

- ・双方向または複数ユーザ向けのインタラクティブサービス：e メール、チャット、インスタントメッセージ、ユーズネット(ニュースグループ)、掲示板、PtoP 接続、その他
- ・ kids.us ドメインの外部へのハイパーリンク

その他、kids.us ドメイン内のコンテンツが遵守すべき規範は以下のものである。

- ・既存の法律、規制、関連する自主規約
- ・放送電波上の「下品さ(indecency)」に関する既存の規則や規制
- ・教育的・情動的コンテンツの提供へのコミットメント
- ・ COPPA の要求事項の遵守
- ・ BBB の CARU (Children's Advertising Review Unit) の広告標準の遵守

(3) 禁止コンテンツの削除手続き

NeuStar 社が違反に関する通知を受けた場合、当該サイトは合理的な時間内にレビューされ、下記の表にしたがってカテゴリ分けされる。Content Manager および/または NeuStar 社が当該サイトに違反があったと判断した場合には、当該サイトのカテゴリのレベルに応じたアクションが取られる。

レベル 1 (不適切度大)	レベル 2	レベル 3 (不適切度小)
Mature content (成人向けコンテンツ) Pornography (ポルノ) Inappropriate language (不適切な言語) Violence (暴力) Hyperlinks to Level1 content (Level1 コンテンツへのリンク) Interactive or multi-user communication (インタラクティブまたは複数ユーザのコミュニケーション) Criminal activity (犯罪活動)	Hate speech (憎悪の言葉) Drugs (ドラッグ) Weapons (武器) Hyperlinks to Level2 or Level3 content (Level2 または Level3 コンテンツへのリンク) Gambling (ギャンブル) Alcohol (アルコール) Tobacco (タバコ)	Hyperlinks to acceptable content (不適切でないコンテンツへのリンク)

レベル 1: NeuStar 社は kids.us ドメインのゾーンファイルから当該ドメインを直ちに削除し (コンテンツやサイトそのものを削除するわけではない) 認定登録機関 (Registrar) と登録者 (Registrant) にコンタクトをとり、削除した旨の通知を送る。当該登録者はドメインネームを再開設する前に、コンテンツレビュープロセスを再度行うことが必要とされる。

レベル 2: NeuStar 社は認定登録機関と登録者に対して違反を通知し、エラーを修正するために 4 時間の猶予期間を与える。登録者は追加的なレビューを受けることになる。

レベル 3: NeuStar 社は認定登録機関と登録者に対して違反を通知し、エラーを修正するために 12 時間の猶予期間を与える。

コンテンツ・ポリシーへの違反が発覚した登録者が再び kids.us ドメインへの登録を希望する場合、当該ドメイン名がゾーンファイルから削除された場合はそのつど新しいレビューおよび再登録料が必要である。コンテンツ・ポリシーへの違反を繰り返した登録者については、NeuStar 社の裁量により、当該ドメイン名を永久に剥奪されることがある。

5 . EU 委員会の Safer Internet Action Plan

(1) フェーズ 1 (1999 年 ~ 2002 年)

(a) 経緯

1999 年 1 月 25 日、EU 委員会は「インターネットの安全利用の促進に関するアクションプラン (Safer Internet Action Plan)」を発表した。同アクションプランは当初は 1999 年 1 月から 2002 年末の 4 年間にわたるプログラムであり、総額 2500 万ユーロの予算が充てられた。

同アクションプランは法規制によらない施策をサポートするためのものであり、以下の 3 つのカテゴリから構成されている。

ホットラインの欧州ネットワークの創出 (ホットライン)

レイティング / フィルタリングシステムの開発 (レイティング / フィルタリング)

インターネットの安全利用に関するアウェアネス向上 (アウェアネス)

同アクションプランでは、違法コンテンツに対してはまず司法当局が対応すべきであるが、児童ポルノ、人種差別などの蔓延を防ぐために行動規範 (Codes of conduct) の制定やホットラインの提供で関係者は協力すべきであり、有害コンテンツに対してはレイティングやフィルタリングの技術開発で対応すべきであるとされている。

同アクションプランに対する公募は 1999 年 ~ 2002 年に毎年行われた。各年の採択プロジェクトは以下の通り。

年	プロジェクトのカテゴリとプロジェクト採択数	プロジェクト名称
1999 年	ホットライン 5	EPCP-INTERNET FACE-IT INHOPE RED SECURENET
	レイティング / フィルタリング 5	3W3S EUFORBIA ICRASAFE MED-CERTAIN NETPROTECT
	アウェアネス 2	INFONET SUI
2000 年	アウェアネス 7	(特定できず)
2001 年	ホットライン 1	ChildFocus-Net-Alert

	レイティング/フィルタリング 8	EUNCLE KIDDANET MEDCIRCLE NETPROTECT POESIA PRINCIP SCOFI SIFT
2002 年	ホットライン 3?	NETWATCH NORTHERN HOTLINE STOP-IT ITALY
	アウェアネス 3?	(特定できず)

(b) 各プロジェクトの概要

カテゴリ	プロジェクト名称	助成金額 (ユーロ)	概要
ホットライン	ChildFocus-Net-Alert	180,000	ベルギーのホットライン
	EPCP - INTERNET	50,000	ネット上の児童ポルノに関する教育と、児童ポルノの防止 (アイスランド)
	FACE-IT	90,000	ネット上の児童搾取との闘い(スウェーデン)
	INHOPE	1,360,000	欧州のインターネット・ホットライン・プロバイダ協会
	RED	100,000	デンマークのホットライン
	SECURENET	195,000	スペインのホットライン
	NETWATCH	不明	ギリシャのホットライン
	NORTHERN HOTLINE	不明	フィンランドのホットライン
	STOP-IT ITALY	不明	イタリアのホットライン
レイティング /フィルタリ ング	3W3S	400,000	WWWのセーフサーフィンサービス
	EUNCLE	935,000	欧州のスクールネット協同学習環境
	EUFORBIA	345,000	パイアスのない、意味的なアプローチによるインターネッ ト文書のフィルタリングの実験
	ICRASAFE	650,000	欧州向けのインターネットコンテンツレイティングシス テム
	KIDDANET	520,000	知的エージェントベースのツールを通じて児童の Web ア クセスを促進・管理するためのポータルサイトのデモ

	MED-CERTAIN	480,000	ネット上の信頼性が高く評価済みの医療情報に対する MedPICS の認証とレイティング
	MEDCIRCLE	820,000	ネット上の医療情報に対する認証、ラベリング、評価のための協力
	NETPROTECT	400,000	インターネット・アクセス・フィルタリングの欧州向けプロトタイプ
	NETPROTECT II	450,000	インターネット・アクセス・フィルタリングの欧州向けツール
	POESIA	1,020,000	安全なインターネットアクセスのための公共のオープンソース環境
	PRINCIP	1,100,000	ネット上の人種差別・ホロコースト見直し論コンテンツの分析と検知のための多言語システム
	SCOFI	545,000	スマートカードを用いたインターネット・フィルタリング
	SIFT	450,000	複数フィルタリングの組み合わせによるソリューション
アウェアネス	CISA	225,000	消費者向けインターネット・セーフティ・アウェアネス
	.SAFE (dot safe)	1,930,000	e ラーニング向けのセーフティ・アウェアネス
	EDUCAUNET	495,000	インターネット利用に関連したリスクに対処するための教育プログラム
	EDUCAUNET 2	839,979	EDUCAUNET プロジェクトの成果物である手法とツールの検証と普及
	FRIENDLY INTERNET	215,000	親、教師、社会福祉士の役割の普及啓発を通じてネット利用の拡大と安全性を高める
	INFONET	240,000	イタリアとスペインのユーザ向けの安全なインターネットに関する情報
	ONCE	695,000	ネットワーク化されたオンライン児童教育
	SafeBorders	1,807,203	インターネットを利用する児童とティーンエイジャーを保護することを目的とした、アウェアネス向上とサポートのための欧州ネットワークの設立
	SAFT	1,369,774	児童に対するインターネットの可能性と危険性に関するアウェアネスの向上
	SIFKal	1,400,000	知識と生活のための安全なインターネット
	SUI	275,000	インターネットの安全利用のアウェアネス
	SUSI	295,000	ネット上のサービスの安全利用

(c) フェーズ 1 の成果

ホットラインの欧州ネットワークの創出

INHOPE によって、各国のホットライン間のミーティングが組織され、ベストプラクティス・ガイドラインが策定され、新しいメンバーに対する奨励が行われている。その他、以下のような成果も挙げられている。

- ・IWF からの通報が、英国最大規模のペドファイル家宅捜索に結びつくような捜査活動のサポートになった。
- ・オペレーション”Save the Children”によって、スウェーデン最大のインターネットベースの児童ポルノ・リングが摘発された。
- ・デンマークのホットラインにより、12 歳から 17 歳の全ての生徒を対象とする安全なチャットに関するキャンペーンが立ち上げられた。

レイティング/フィルタリングシステムの開発

フェーズ 1 では 13 のプロジェクトが採択された。プロジェクトの成果は以下のようなものである。

- ・ICRASAFE・・・国際的なコンテンツ・レイティングシステムの開発
- ・MED-CERTAIN・・・Web サイトの信頼性を第三者レイティングするためのガイドラインの策定
- ・NETPROTECT・・・市販のフィルタリングソフトの詳細な調査

インターネットの安全利用に関するアウェアネス向上

フェーズ 1 では 12 のプロジェクトが採択された。アンケート・フォーカスグループ・学級を通じた調査、Web サイトやゲーム等を通じたアウェアネスの向上、マスメディアを通じたアウェアネスの向上といった様々なアプローチが取られた。

また、これらのプロジェクトをサポートするために Safer Internet Awareness Exchange (<http://www.saferinternet.org/>) が立ち上げられた。英語・仏語・独語における Web サイトとニュースレターが利用可能である。

プロジェクトの成果は以下のようなものである。

- ・SUI・・・安全なインターネットに関する包括的パンフレットを 6 万部、EU 域内の教員に配布した。
- ・INFONET・・・漫画キャラクターを使ったスペイン語とイタリア語の Web サイトの作成
- ・EDUCAUNET・・・子どもたちにネット安全利用のメッセージを伝達するための特別なゲームの開発
- ・.SAFE と CISA・・・オーストリア、ギリシャ、アイルランド、英国における子どもによるインターネット利用や保護者によるコントロールの調査

(2) フェーズ 2 (2003 年 ~ 2004 年)

(a) 経緯

2003 年 2 月 18 日、EU 委員会が提出した Safer Internet Action Plan に対する修正案が、EU 議会の市民の自由と権利に関する委員会¹で可決された。今回の EU 委員会の提案は、1999 年から 2002 年までの Safer Internet Action Plan を 2 年間延長 (2004 年末まで) するためのもので、携帯電話 / ブロードバンドコンテンツや P2P ファイル交換、リアルタイム通信など新しい技術に対応させている。また、今回成立した修正案は特に児童・未成年者保護の強化に力を入れており、品質マークやコンテンツの自主規制、フィルタリングサービスを促進する措置を求めている。

フェーズ 2 の追加予算は 1170 万ユーロ[?]であり、1999 年からの総計では 3830 万ユーロとなる。

フェーズ 2 のワークプログラムはドラフト版が 2003 年 6 月 26 日に公表されており、正式版は 8 月末に公表予定である。第 1 回の公募切は 2003 年 11 月 14 日の予定である。

以下の情報は、EU 委員会の資料 (http://europa.eu.int/information_society/programmes/iap/docs/pdf/programmes/followup/follow-up%20decision_acte_en_%20fin.pdf および http://europa.eu.int/information_society/programmes/iap/docs/pdf/programmes/workprgm/work_programme_2003_04_en.pdf) に基づく。

(b) フェーズ 1 とフェーズ 2 の比較

	第 1 フェーズ (1999 ~ 2002)	第 2 フェーズ (2003 ~ 2004)
予算	2500 万ユーロ	1170 万ユーロ [?]
対象とする 技術	Web コンテンツ	Web コンテンツに加えて、携帯電話コンテンツ、ブロードバンドコンテンツ (特に動画)、チャットルーム、インスタントメッセージ、オンラインゲーム
対象とする テーマ	児童ポルノ、児童保護	その他の違法・有害コンテンツ (人種差別、暴力等) も扱う。消費者保護、データ保護 / プライバシー、ネットワーク / データセキュリティにおける関連する 이슈の意識も高める。
参画者	大学、研究機関、NGO	コンテンツ業界、メディア業界の参画を促す。政府関連団体との協力を拡大する。
プロジェク トの構造	いくつかのプロジェクトについては 国際的な認知度は限られ、情報に対す	プログラムの一環として、アウェアネスと普及のための方 策や、中央的なアクセスポイントが用意されている。

¹ EU 議会の各委員会は、EU 委員会から提案された EU 指令案、規則案等の審議を行い、EU 議会の本会議に報告する。EU 委員会の各担当委員からの説明を聴取するほか、専門家を交えた公聴会なども実施する。
<http://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/japonais/institEurope/eu.html> より。

	る単一のアクセスポイントがない。	
プログラムの構造	明確に区別されたアクションライン	アクションライン間の緊密な関連性
プログラムの認知	プログラムの参画者以外のアウェアネスは限られている。	認知度を高めコンセンサスに向かうために、プログラムの一環として国際ワークショップ/セミナーを開催する。

(c) 各アクションラインの概要

アクションライン	概要
ホットライン	既存のホットラインネットワークである INHOPE の運用上の効率性を改善する。下記のアウェアネス活動と緊密に連携する。ベストプラクティス・ガイドラインを新しい技術に対応させる。INHOPE のカバレッジを他の EU / EFTA (欧州自由貿易連合) 各国に拡大する。ホットラインの立ち上げを希望する EU 加盟準備国に実践的なサポートを提供する。欧州域外のホットラインとのつながりを拡大する。
自主規制の促進	自主規制分野の関係者向けに Safer Internet Forum を設置する。Safer Internet Forum を通じた EU 域内での適切なネットワーキングを行う。自主規制団体の立ち上げを希望する EU 加盟準備国に対してサポートを提供する。欧州域外の自主規制団体とのつながりを拡大する。児童保護における自主規制の役割を精査する。
クオリティラベル	ISP 向けの視覚的な「クオリティサイト・ラベル」によって、事業者が広く認知された行動規約に従っていることや、セルフラベリングの信頼性を支える自主規制イニシアティブやセルフレイティングラベルの正確性を監査するサービスに従っていることを、利用者が識別できるようにする。クオリティラベルのエリアではすでにかかりの仕事がなされてきており、その中には EC がファンディングしたプロジェクトのフレームワークも含まれている。新たなスキームは既存の仕事の上に構築されるべきであり、その参加者の経験を生かすために彼らを巻き込むべきである。クオリティサイト・ラベルを付与する機関はその決定に対して責任を負うものとし、EU 委員会は本プロジェクトの特定の決定の保証はしないものとする。中期的には、本プロジェクトは自立して運営されるべきである。
ペアレンタル・コントロール技術(レイティング/フィルタリング)	フィルタリングソフト/サービスのベンチマーキング(性能、ユーザビリティ、欧州市場および新たなタイプのデジタルコンテンツへの適合性)を実施する。調査プログラムの一環として技術開発も行う。 また、コンテンツプロバイダ、規制団体・自主規制団体、ソフトウェアベンダー、インターネットレイティング機関、消費者団体等の関係者と連携して、コンテンツプロバイダや利用者が理解しやすく使いやすいレイティングシステムの開発と実施を促進する。当該レイティングシステムは通信・視聴覚メディア・情報技術等のメディア収斂 (convergence) を考慮する。

<p>アウェアネス</p>	<p>インターネットや新しいオンライン技術の安全利用のアウェアネスを高めるための欧州ネットワーク（各国の Safer Internet アウェアネスセンターを結ぶ）の立ち上げを行う。欧州ネットワークでは、メディア教育におけるベストプラクティスの交換を行う。また、情報とアウェアネス・リソースの包括的レポジトリ（ポータルサイト）を開設する。また、アウェアネス活動の立ち上げを希望する EU 加盟準備国のサポートを行う。また、欧州域外のアウェアネス活動とのつながりも拡大する。</p> <p>また、児童を有害なものから保護するための教育的・技術的な手段を特定するために、児童の新しい技術の利用に関する応用社会学的調査研究を行う。</p>
<p>サポート活動</p>	<p>国際ワークショップとセミナーの頻度を高める。プロジェクトレベルでの戦略的評価を行う。</p>

(d) 各アクションラインに対する助成金

アクションライン	助成金額 (ユーロ)	備考
<p>1. 安全な環境の創出</p>	<p>4,300,000</p>	
<p>1.1 ホットラインの欧州ネットワークの創出</p>	<p>3,300,000</p>	<p>中心的なネットワーク活動は 80%補助(年間 60 万ユーロ)。その他は 50%補助。</p>
<p>1.2 自主規制と行動規範の普及促進</p>	<p>600,000</p>	
<p>1.3 クオリティラベリングのスキーム</p>	<p>400,000</p>	<p>50%補助。</p>
<p>2. フィルタリング/レイティングシステムの開発</p>	<p>500,000</p>	
<p>2.1 フィルタリングソフト/サービスのベンチマーキング</p>	<p>500,000</p>	<p>50%補助。</p>
<p>3. アウェアネス</p>	<p>7,500,000</p>	
<p>3.1 広範な基盤を持つ欧州ネットワークの設立</p>	<p>7,000,000</p>	<p>中心的なネットワーク活動は 80%補助(60 万ユーロ)。その他は 50%補助。</p>
<p>3.2 メディア教育の応用社会学的調査研究</p>	<p>500,000</p>	<p>50%補助。</p>
<p>3.3 ユーロバロメーターの調査</p>	<p>200,000</p>	
<p>4. プログラム・サポート</p>	<p>800,000</p>	
<p>提案書の評価、最終的なプログラムの評価、プロジェクトの監査 プロジェクトレビュー 国際コンファレンス、セミナー、ミーティング 出版</p>		

合計	13,300,000	
----	------------	--

2003年9月4日付けの公募要綱では、下記の7つのアクションラインが公募にかけられている。

2003年11月14日公募締切の案件

アクションライン1：安全な環境の創出

- ・サブライン1.1：ホットラインの欧州ネットワークの創出

- ・サブライン1.3：クオリティラベリングのスキーマ

ISP向けの視覚的な「クオリティ-サイト・ラベル」のシステムによって、当該ISPが広く認知された行動規範を遵守しているどうかを利用者が識別することをサポートする。また、自主規制イニシアティブによって、セルフラベリングの信頼性をバックアップし、セルフラベルの正確性の審査を行う。

アクションライン2：フィルタリング/レイティングシステムの開発

- ・サブライン2.1：フィルタリングソフト/サービスのベンチマーキング

現在入手できるフィルタリングソフトの専門的・ベンダー独立的・客観的なアセスメントを可能にし、将来の製品や一連の応用研究に対するレコメンデーションを行う。性能、利便性、ハッキングに対する耐性、欧州のユーザ及び新しいタイプのデジタルコンテンツへの適合性に関してフィルタリングソフト/サービスのベンチマーキングに焦点を当てる。

アクションライン3：アウェアネスの向上

- ・サブライン3.1：広範な基盤を持つ欧州ネットワークの設立
- ・サブライン3.2：メディア教育の応用社会学的調査研究

2003年11月14日、2004年3月16日、2004年6月15日の3回に渡り公募を行う案件

アクションライン1：安全な環境の創出

- ・サブライン1.1：ホットラインの欧州ネットワークの創出

アクションライン3：アウェアネスの向上

- ・サブライン3.1：アウェアネスの国内拠点の設立

6 . その他

Mainichi INTERACTIVE 2003年6月24日

図書館でのポルノサイト規制は合憲 米連邦最高裁判決

米連邦最高裁は23日、公立図書館がインターネットのポルノサイトへの接続防止装置を取り付けるよう定めた法律（事務局注：児童インターネット保護法、CIPA）を合憲とする判決を言い渡した。

米連邦議会は00年、連邦政府の補助金を受けている公立図書館を対象に、青少年がポルノサイトに接続しないよう、接続防止装置の設置を義務付ける法律を制定した。これに対し、図書館職員や市民団体が「検閲行為であり、表現の自由を定めた憲法に違反する」と提訴していた。

ペンシルベニア州の連邦裁判所は昨年、「接続防止装置は医学分野など多くの非ポルノサイトへの接続も不可能にしており、憲法に違反する」と判断していた。

しかし、最高裁は判事4人が「憲法は公共図書館で何の制約も受けずに情報を得る権利を保障してはいない」と判断。別の判事2人も「成人が要望した場合、防止装置を解除することが認められている限り、違憲ではない」と判断し、6対3の多数決で合憲判決を出した。

URL : <http://www.mainichi.co.jp/digital/network/archive/200306/24/6.html>